

議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明
- 日程第 4 報告第 1 号 株式会社生田原振興公社の経営状況について
- 日程第 5 報告第 2 号 令和 4 年度遠軽町一般会計繰越明許費について
- 日程第 6 報告第 3 号 令和 4 年度遠軽町下水道事業会計予算の繰越について
- 日程第 7 議案第 1 号 表彰について
- 日程第 8 議案第 2 号 瀬戸瀬西町外 5 辺地に係る総合整備計画の変更について
- 日程第 9 議案第 3 号 遠軽町過疎地域持続的発展計画の変更について
- 日程第 10 議案第 4 号 遠軽町子ども屋内遊戯施設条例の制定について
- 日程第 11 議案第 5 号 遠軽町一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 日程第 12 議案第 6 号 遠軽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 13 議案第 7 号 遠軽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 14 議案第 8 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 15 議案第 9 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 16 議案第 10 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 17 議案第 11 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 18 議案第 12 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 19 議案第 13 号 令和 5 年度遠軽町一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 20 議案第 14 号 令和 4 年度遠軽町個別排水処理事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 21 議案第 15 号 令和 5 年度遠軽町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 22 議案第 16 号 令和 5 年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 23 請願第 1 号 遠軽町議会基本条例の改正を求める請願書
- 日程第 24 一般質問
- 日程第 25 意見案第 1 号 地方財政の充実・強化を求める意見書
- 日程第 26 意見案第 2 号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1 / 2 への復元、
「30 人以下学級」など教育予算確保・拡充を求める意見書
- 日程第 27 意見案第 3 号 令和 5 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書
- 日程第 28 意見案第 4 号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業

施策の充実・強化を求める意見書

日程第 29 意見案第 5 号 特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を求める意見書

令和5年第4回

遠軽町議会定例会会議録（第1号）

令和5年6月20日（火）午前10時00分開会

◎本日の会議に付議した事件

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | | 町長の行政報告及び提出案件要旨説明 |
| 日程第 4 | 報告第 1号 | 株式会社生田原振興公社の経営状況について |
| 日程第 5 | 報告第 2号 | 令和4年度遠軽町一般会計繰越明許費について |
| 日程第 6 | 報告第 3号 | 令和4年度遠軽町下水道事業会計予算の繰越について |
| 日程第 7 | 議案第 1号 | 表彰について |
| 日程第 8 | 議案第 2号 | 瀬戸瀬西町外5辺地に係る総合整備計画の変更について |
| 日程第 9 | 議案第 3号 | 遠軽町過疎地域持続的発展計画の変更について |
| 日程第10 | 議案第 4号 | 遠軽町子ども屋内遊戯施設条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第 5号 | 遠軽町一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について |
| 日程第12 | 議案第 6号 | 遠軽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第13 | 議案第 7号 | 遠軽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第14 | 議案第 8号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第15 | 議案第 9号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第16 | 議案第10号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第17 | 議案第11号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第18 | 議案第12号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第19 | 議案第13号 | 令和5年度遠軽町一般会計補正予算（第3号） |
| 日程第20 | 議案第14号 | 令和4年度遠軽町個別排水処理事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第21 | 議案第15号 | 令和5年度遠軽町水道事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第22 | 議案第16号 | 令和5年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第1号） |

◎出席議員（16名）

議長	16番	杉本 信一 君	15番	竹中 裕志 君
	1番	白幡 隆一 君	2番	秋元 直樹 君
	3番	黒坂 貴行 君	4番	阿部 君枝 君
	5番	渡部 正騎 君	6番	戸松 恵子 君
	7番	山本 悟 君	8番	佐藤 昇 君
	9番	佐藤 登 君	10番	山谷 敬二 君
	11番	前島 英樹 君	12番	佐藤 和徳 君
	13番	渡辺 清夏 君	14番	今村 則康 君

◎欠席議員（0名）

◎列席者

町長	佐々木 修一 君	教育長	河原 英男 君
代表監査委員	村瀬 光明 君		

◎説明員

副町長	舟木 淳次 君	総務部長	鈴木 浩 君
民生部長	堀嶋 英俊 君	経済部長	澤口 浩幸 君
経済部技監	内野 清一 君	総務課長	堂前 政好 君
情報管財課長	吉岡 秀利 君	企画課長	中原 誉 君
財政課長	今井 昌幸 君	保健福祉課長	岩井 誠志 君
子育て支援課長	太田 貴幸 君	農政林務課長	広瀬 淳次 君
商工観光課長	大西 公太 君	建設課長	井上 隆広 君
水道課長	大川 寿雄 君	生田原総合支所長	今泉 郁夫 君
生田原総合支所参事	大泉 勝義 君	丸瀬布総合支所長	加藤 政勝 君
白滝総合支所長	村上 裕和 君	会計管理者	奥山 隆男 君
教育部長	佐藤 祐治 君	総務課長	西 聡 君
社会教育課長	水野 徹 君	監査委員事務局長	成中 克也 君
選挙管理委員会事務局長	堂前 政好 君	農業委員会事務局長	広瀬 淳次 君

◎議会事務局職員出席者

事務局長	小野寺 正彦 君	事務局参事	成中 克也 君
事務局係長	田中 郁美 君		

◎開会宣告

○議長（杉本信一君） 本日をもって招集されました令和5年第4回遠軽町議会定例会を開会します。

◎開議宣告

○議長（杉本信一君） 直ちに、本日の会議を開きます。

◎諸般報告

○議長（杉本信一君） 会議に先立ち、局長をして諸般の報告をします。

○議会事務局長（小野寺正彦君） 御報告いたします。

ただいまの出席議員は、16人であります。

本日の列席者は、佐々木町長、河原教育長、村瀬代表監査委員であります。

次に、地方自治法第121条の規定による説明員、議会事務局からの出席者、監査委員の令和4年度及び令和5年度例月出納検査の結果、令和4年度教育委員会点検・評価報告書、議長の執務及び閉会中における各委員会等の活動状況につきましては、別紙印刷の上、お手元に配付のとおりであります。

なお、説明員につきましては、案件により、参事、主幹等が入ることもありますので、御了承願います。

次に、本定例会の日程は、第24までとなっております。

以上で、報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（杉本信一君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により、阿部議員、今村議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（杉本信一君） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

本件について、議会運営委員長の報告を求めます。

秋元議会運営委員長。

○2番（秋元直樹君） ー登壇ー

御報告いたします。

本日をもって招集されました令和5年第4回遠軽町議会定例会の会期につきましては、6月15日午後2時より議会運営委員会を開催し、審議の結果、本日から6月22日まで

の3日間と決定いたしました。

追加議案、意見書等につきましては、それぞれ調整の上、6月21日正午までに議長へ提出されるようお願いいたします。

以上、御報告申し上げます。

○議長（杉本信一君） お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から6月22日までの3日間をしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月22日までの3日間とすることに決定しました。

◎日程第3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明

○議長（杉本信一君） 日程第3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明を求めます。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

令和5年第4回遠軽町議会定例会の開会に当たり、議員の皆様には、大変お忙しい中御参集いただき厚くお礼を申し上げます。

初めに、令和5年第2回遠軽町議会定例会以降における行政について御報告いたします。

まず、アイルランドとの交流についてであります。3月17日から19日まで、同国の音楽や食文化を楽しむ「エンアイリッシュデー」を開催いたしました。

このイベントは、2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会におけるホストタウン交流の相手国である同国に対して、町民の皆様に愛着を持っていただくことを目的に開催したものであり、同国の代表的な祝日「セントパトリックスデー」である17日には、緑色にライトアップにした芸術文化交流プラザにおいて、アイルランド音楽のライブなどが行われ、町民の皆様に楽しんでいただきました。

また、翌18日には、札幌市の大通公園などをコースとするセントパトリックスデー in 札幌パレードに、職員がまるせっぴイメージキャラクター「リーモ」とともに参加してまいりました。

北海道家庭学校にある1964東京オリンピックゆかりの展示林を契機とした同国との交流であります。今後も展示林の木々を後世に残し、森林を守り、育てることや国際交流の大切さを次世代に継承する取組を継続していきたいと考えております。

次に、観光についてであります。太陽の丘えんがる公園及び丸瀬布森林公園いこいの森が4月29日にオープンしました。

このうち、丸瀬布森林公園いこいの森では開園式のほか、雨宮21号出庫式が執り行われ、今シーズンの無事故無災害を関係者で祈念しました。その後行われた雨宮号の特別運

行では、車両のプレートを昭和3年の武利意森林鉄道に配車された当時の車番「19」に付け替え、鉄道ファンなど来園者からは「雨宮19号」の復活に熱い視線が送られています。

また、平成10年4月28日にオープンした木のおもちゃワールド館「ちゃちゃワールド」が開館25周年を迎え、4月29日及び30日には記念イベントが開催されました。

さらに6月4日には、第50回記念まるせっぷ藤まつりが開催され、昨年末の大雪により藤棚の倒壊被害が発生したことから、開花を心配していましたが、無事に開花を迎えました。

両イベントとも、多くの町民並びに観光客の方々が訪れ、大いににぎわいを見せておりました。

次に、要望関係についてであります。5月23日に高規格道路旭川・紋別自動車道建設促進期成会として網走開発建設部に対し、早期の整備促進について要望を行ってまいりました。

また、6月13日には遠軽地区総合開発期成会として網走開発建設部及び北海道オホーツク総合振興局に対し、地域の懸案事項について要望を行ってまいりました。

今後におきましても、地域課題解決のため、根気強く機会を捉えて要望してまいります。

次に、本議会に提出いたしました議案の概要について御説明申し上げます。

報告第1号株式会社生田原振興公社の経営状況については、地方自治法第243条の3第2項の規定により、議会に報告するものです。

報告第2号令和4年度遠軽町一般会計繰越明許費については、令和4年度遠軽町一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告するものです。

報告第3号令和4年度遠軽町下水道事業会計予算の繰越しについては、令和4年度遠軽町下水道事業会計予算の支出予算の経費を翌年度に繰り越しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により、議会に報告するものです。

議案第1号表彰については、遠軽町表彰条例に該当いたします対象者の表彰について議会の議決を求めるものです。

議案第2号瀬戸瀬西町外5辺地に係る総合整備計画の変更については、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項の規定において準用する同法第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第3号遠軽町過疎地域持続的発展計画の変更については、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項の規定において準用する同法第8条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第4号遠軽町子ども屋内遊戯施設条例の制定については、遠軽町子ども屋内遊戯施設を設置するため、本条例を定めるものです。

議案第5号遠軽町一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類感染症に移行されたことに伴い、防疫救治作業手当の特例を廃止するため、本条例を定めるものです。

議案第6号遠軽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について及び議案第7号遠軽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、国の基準の一部改正に伴い、所掌事務の移管に係る所要の規定を整理するため、本条例を定めるものです。

議案第8号から議案第12号までの工事請負契約の締結については、令和5年度野上通野上橋長寿命化工事、令和5年度南丸瀬布線共栄橋長寿命化工事、令和5年度宮前1条通道路改良工事、令和4年度やまなみ団地公営住宅建設工事（5号棟）（建築主体）（繰越）及び令和5年度旧瀬戸瀬小学校解体工事について、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第13号令和5年度遠軽町一般会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

歳入については、国庫支出金、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入及び町債を補正し、寄附金については、寄附者の御意志に沿いまして目的の基金に積立をするものです。

歳出については、新庁舎整備に伴う緑地整備設計業務に係る新庁舎建設基本・実施設計業務委託料、建設地等整備工事費及び用地購入費のほか、住民税非課税世帯等に対して1世帯当たり3万円を給付する電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金、認定こども園等施設整備事業補助金、橋梁資材の価格高騰等による橋梁長寿命化工事費、白滝国際交流センター屋外建具改修工事費、社会体育振興補助金等を計上したところです。

議案第14号令和5年度遠軽町個別排水処理事業特別会計補正予算（第1号）については、個別排水処理施設整備工事の件数増のため、工事費を計上したところです。

議案第15号令和5年度遠軽町水道事業会計補正予算（第1号）及び議案第16号令和5年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第1号）については、職員の人事異動に伴う人件費を計上したところです。

以上が、本議会に提案いたしました議案の大要です。

御審議を願う議案につきましては、その都度、担当部課長から詳細に御説明いたしますので、御協賛を賜りますようお願いを申し上げます。

◎日程第4 報告第1号

○議長（杉本信一君） 日程第4 報告第1号株式会社生田原振興公社の経営状況についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

大泉生田原総合支所参事。

○生田原総合支所参事（大泉勝義君） それでは、報告第1号株式会社生田原振興公社の

経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、御報告いたします。

別紙1が、第32期令和4年度事業報告書、別紙2が、第33期令和5年度事業計画書でございます。

それでは、第32期令和4年度事業報告書から御説明いたします。

事業期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までです。

1ページ目をお開き願います。

1、事業全般の状況については、記載のとおりですのでお目通し願います。

1ページ中段から、振興公社の運営状況でございます。

ノースキング入浴利用者であります。年間利用実績といたしましては4万8,674人となり、前年と比べまして918人の増加となっております。

ノースキング宿泊利用者であります。年間利用実績といたしましては9,529人となり、前年と比べまして2,291人の増加となっております。

続きまして、2ページ目上段、レストランノースキング利用者であります。新型コロナウイルス感染症の影響で団体イベントや宴会等の利用が少ない中、年間利用実績といたしましては2万9,572人となり、前年と比較いたしまして1,375人の増加となりました。

ちゃちゃワールドの入館利用者であります。新型コロナウイルス感染症の影響がある中、年間利用実績といたしましては1万2,736人となり、前年と比較いたしまして4,092人の増加となりました。

次に、売店売上等であります。年間売上げは3,216万円となり、前年と比較いたしましては1,286万円の増加となっております。

一般管理費につきましては、日頃から節電等経費削減に努めましたが、原油を初めとする資源価格の高騰等の影響で、一般管理費は1億9,909万円となりました。前年と比較いたしまして1,072万円の増加となりました。総体の売上高は2億4,070万円、経常利益は1,345万円となり、増収増益となっております。

続きまして、3ページ上段、年間集客数は、レストランを含めたホテルノースキングが8万7,775人、ちゃちゃワールドが1万2,736人、両施設合わせまして10万511人の集客となっております。

3ページ中段から役員会等、2、会社の概要を記載しております。

3ページ下段から4ページにつきましては、株式の状況、取締役及び監査役の名簿、従業員の状況が記載されております。

5ページにつきましては株主名簿ですので、それぞれお目通し願います。

なお、5ページ目下段に記載しておりますが、昨年11月に個人株主の工藤明範氏から株式会社青池鉄工代表取締役、秋元則美氏に3株が譲渡されております。

6ページにつきましては、ノースキングの宿泊者、入浴者、レストラン利用者の実績及びちゃちゃワールドの入館実績となっております。

次に、7ページ目をお開き願います。

貸借対照表です。資産の部の流動資産については、現金及び預金から貯蔵品まで合わせまして6,073万8,206円、固定資産は有形固定資産の建物及び車両運搬具、器具備品を合わせて73万633円、無形固定資産は電話加入権で22万6,408円、投資等は出資金は1万円で、資産合計は6,170万5,247円であります。

次に、負債の部ですが、流動負債は買掛金から納税引当金まで合わせまして1,890万6,679円で、固定負債は、長期借入金1,448万9,000円であり、負債合計は3,339万5,679円であります。

次に、純資産の部であります。株主資本につきましては資本金3,000万円、利益剰余金の利益準備金が170万円、繰越利益剰余金がマイナス339万432円、純資産合計は2,830万9,568円であります。負債・純資産の合計は、資産合計と同額の6,170万5,247円であります。

8ページ目を御覧願います。

8ページ目から9ページは、損益計算書であります。純売上高、売上は2億4,070万8,871円です。

売上原価は、期主棚卸高に仕入を加え、期末棚卸高を差し引いた額4,664万2,160円で、純売上高から売上原価を差し引いた売上総利益は1億9,406万6,711円であります。

次に、販売費及び一般管理費ですが、職員給与手当から9ページの雑費まで合わせまして1億9,908万5206円で、売上総利益からこの金額を差し引いた営業利益はマイナス501万8,495円であります。

営業外収入は、受取利息から雑収入まで合わせまして1,847万2,754円となっております。

営業利益に営業外収益を加算しまして、経常利益は1,345万4,259円であります。税引前当期純利益1,345万4,259円に法人税等充当額24万8,900円を加えました当期純利益は1,320万5,359円であります。

次に、10ページ目を御覧願います。

株主資本等変動計算書について御説明いたします。

資本金の当期主残高は3,000万円、利益準備金170万円については変動ありませんので、当期末残高と同額であります。

その他利益剰余の繰越利益剰余金は、当期主残高マイナス1,659万5,791円、当期純損益金が1,320万5,359円でありますので、当期末残高はマイナス339万432円となります。

以上により、株主資本合計は2,830万9,568円となり、純資産合計も同額であります。

次に、11ページを御覧願います。

監査報告につきましては、記載のとおりですので、お目通し願います。

続きまして、別紙2を御参照願います。

第33期令和5年度事業計画書について御説明いたします。

事業期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までであります。

1ページ目をお開き願います。

株式会社生田原振興公社の基本方針であります。

ノースキングにつきましては、指定管理者協定書に基づき、利用促進とサービスの向上に努める。ちゃちゃワールドにつきましては、本年度も管理業務の一部を受託し販売促進に努める。また、観光協会等の団体と協力し、地場製品の販売促進に努めることとしております。

以下、事業方針につきましては、記載のとおりでありまして、詳しい説明は省略させていただきますので、お目通し願います。

3ページ目をお開き願います。

令和5年度の収支計画書について御説明いたします。

令和5年度の収支については、まず、収入についてであります。売上は入浴売上から受取委託料まで2億3,231万円が見込まれております。今年度は、前年実績の103%から105%として計画されております。

営業外収益は、雑収入で810万円を見込み、収入合計2億4,041万円を見込む計画となっております。

4ページ目を御覧願います。

次に、支出であります。仕入れは4,296万円、販売費及び一般管理費は職員給与手当から旅費交通費までの人件費計が8,721万円、水道光熱費から減価償却費までの維持物件費計が1億34万円となっております。

5ページ目をお開き願います。

交際費から手数料までの諸経費が1,530万円を見込み、販売費及び一般管理費計は2億285万円であります。営業外費用は支払利息のゼロ円、利益見込額はマイナス540万円、支出合計は、収入合計と同額の2億4,041万円を見込む計画となっております。

以上で、株式会社生田原振興公社の経営状況についての説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

5番渡部議員。

○5番（渡部正騎君） 7ページの貸借対照表及び事業計画書の4ページの減価償却費について質問させていただきます。

チップボイラーがつくられたと思うのですけれども、それらが有形固定資産に入っていないように思うのですけれども、その理由と、もし入るのであれば、事業計画書の減価償却にも影響が出ると思うので、その2点について御質問させていただきます。

○議長（杉本信一君） 大泉生田原総合支所参事。

○生田原総合支所参事（大泉勝義君） 今の渡部議員の御質問について回答いたします。

今回、令和5年度から稼働しています木質チップボイラーにつきましては、建物、それから内容については、町の建物になっておりますので、振興公社の建物には含まれておりません。

以上です。（発言する者あり）

○議長（杉本信一君） ほかがございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

以上で、報告第1号株式会社生田原振興公社の経営状況についてを終わります。

◎日程第5 報告第2号

○議長（杉本信一君） 日程第5 報告第2号令和4年度遠軽町一般会計繰越明許費についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

今井財政課長。

○財政課長（今井昌幸君） 報告第2号令和4年度遠軽町一般会計繰越明許費について説明いたします。

令和4年度遠軽町一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり繰越計算書を調製して報告するものです。

1ページをお開き願います。

令和4年度遠軽町一般会計繰越明許費繰越計算書について説明いたします。

4款衛生費1項保健衛生費、出産・子育て応援商品券発行事業につきましては673万3,000円を翌年度に繰り越したもので、財源内訳の未収入特定財源は、国道支出金541万6,000円、一般財源は131万7,000円です。母子保健推進事業につきましては、44万5,000円を翌年度に繰り越したもので、財源内訳の未収入特定財源は国道支出金37万円、一般財源は7万5,000円です。新型コロナウイルスワクチン接種事業につきましては、3,147万円を翌年度に繰り越したもので、財源内訳の未収入特定財源は国道支出金3,147万円です。

6款農林水産業費1項農業費、畑地帯総合整備事業につきましては、2,883万2,000円を翌年度に繰り越したもので、財源内訳の未収入特定財源は、地方債2,880万円、一般財源は3万2,000円です。

8款土木費2項道路橋梁費、道路橋梁維持事業につきましては、820万円を翌年度に繰り越したもので、財源内訳の未収入特定財源は、国道支出金419万3,000円、地

方債 330 万円、一般財源は 70 万 7,000 円です。

6 項住宅費、町営住宅建設事業につきましては、2 億 2,207 万円を翌年度に繰り越したもので、財源内訳の未収入特定財源は国道支出金 8,338 万 1,000 円、地方債 1 億 3,060 万円、一般財源は 808 万 9,000 円です。

10 款教育費 2 項小学校費、小学校教育活動体制整備事業につきましては、765 万円を翌年度に繰り越したもので、財源内訳の未収入特定財源は、国道支出金 765 万円です。

3 項中学校費、中学校教育活動体制整備事業につきましては、630 万円を翌年度に繰り越したもので、財源内訳の未収入特定財源は、国道支出金 630 万円です。

以上で説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

以上で、報告第 2 号令和 4 年度遠軽町一般会計繰越明許費についてを終わります。

◎日程第 6 報告第 3 号

○議長（杉本信一君） 日程第 6 報告第 3 号令和 4 年度遠軽町下水道事業会計予算の繰越についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

大川水道課長。

○水道課長（大川寿雄君） 報告第 3 号令和 4 年度遠軽町下水道事業会計予算の繰越について御説明いたします。

令和 4 年度遠軽町下水道事業会計予算の支出予算の経費を翌年度に繰り越したので、地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定により、別紙のとおり繰越計算書を調製して報告するものです。

次のページ、別紙をお開き願います。

令和 4 年度遠軽町下水道事業会計予算繰越計算書であります。

1 枚めくっていただきまして、地方公営企業法第 26 条第 1 項の規定による建設改良費の繰越額は、1 款資本的支出 1 項建設改良費、処理場整備事業の翌年度繰越額 2 億 400 万円は、遠軽下水処理センターの管理棟耐震工事及び最初沈殿池設備更新工事において、資材の不足により工事に必要な機器の納期に著しい遅れが発生したことから、年度内の工事完成が困難となったため、また、遠軽下水処理センターの水処理棟屋根防水更新工事において、施設の経年劣化により雨漏りが発生し、早急に更新工事を行う必要性が生じたため、工事の予算を翌年度に繰り越したものであります。

なお、財源内訳につきましては、企業債が 1 億 120 万円、国庫補助金が 1 億 215 万

7,000円、損益勘定留保資金が64万3,000円です。

以上で、報告第3号の説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

以上で、報告第3号令和4年度遠軽町下水道事業会計予算の繰越についてを終わります。

◎日程第7 議案第1号

○議長（杉本信一君） 日程第7 議案第1号表彰についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

堂前総務課長。

○総務課長（堂前政好君） 議案第1号表彰について御説明いたします。

遠軽町表彰条例第2条の規定により、表彰することについて、議会の議決を求めるものであります。

遠軽町表彰条例第2条第3号エに該当する社会功労としまして、まち・ひと・しごと創生推進事業資金として100万円の御寄附を頂きました東京都港区三田2丁目14番7号、TSKコンサルティング株式会社様。まち・ひと・しごと創生推進事業資金として100万円の御寄附を頂きました札幌市中央区北4条西1丁目3番地、ホクレン農業協同組合連合会様。奨学資金貸付資金として300万円の御寄附を頂きました遠軽町南町3丁目1番地、株式会社渡辺組様であります。

以上、3件の社会功労につきまして、遠軽町表彰条例に基づき表彰いたしたく提案するものであります。

以上で、議案第1号の説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第1号表彰についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第2号

○議長（杉本信一君） 日程第8 議案第2号瀬戸瀬西町外5辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

中原企画課長。

○企画課長（中原 誉君） 議案第2号瀬戸瀬西町外5辺地に係る総合整備計画の変更について御説明いたします。

瀬戸瀬西町外5辺地に係る総合整備計画を変更するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項の規定において準用する同法第3条第1項の規定より、議会の議決を求めるものであります。

次のページをお開き願います。

総合整備計画書でございますが、次のページの参考資料、新旧対照表により御説明いたします。

左が変更前、右が変更後であります。

1 ページ目、2. 公共的施設の整備を必要とする事情の3点目「道路」のうち、2行目、4行目及び7行目に3か所ある「191橋」を「192橋」に、3行目の「平成21年度」を「令和3年度」に、4行目の「平成22年度」を「令和4年度」に、5行目の「平成23年度」を「令和4年度」に、6行目の「作成」を「改訂」に、8行目の「14橋」を「26橋」に、それぞれ改め、1ページ目最後の瀬戸瀬湯の里間道路瀬戸瀬跨道橋長寿命化事業、橋長39.2メートルの下に、2ページ目をお開きいただきまして、野上通野上橋長寿命化事業、橋長195.9メートルを加えます。

次に、「道路」の下に「公民館」を加え、本文を「瀬戸瀬地域住民に対し、实际生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的に施設を設置。現在使用する瀬戸瀬地域公民館については、昭和35年建設で現在まで62年が経過しており、施設の老朽化が著しい。このため、令和3年3月に廃校となった旧瀬戸瀬小学校給食棟について、平成4年建設で築30年経過しているが、一部を改修することにより、地域公民館機能を移転することができる。」とします。

次に、公共的施設の整備計画のうち、表の3行目に、道路（瀬戸瀬湯の里間道路瀬戸瀬跨道橋長寿命化事業）の事業費等の金額を記載のとおり変更するとともに、3ページ目に移りまして、表の4行目に、「道路（野上通野上橋長寿命化事業）」、さらに表5行目に、「公民館（地域公民館改修事業）」を追加します。

事業主体名、事業費、財源内訳及び一般財源のうち辺地対策事業債の予定額については、それぞれの欄に記載のとおりであります。合計欄につきましては、事業追加等に伴う修正となります。

以上で、変更点の説明を終わります。

辺地に係る総合整備計画に位置づけた事業につきましては、辺地対策事業債の活用が可

能となります。

なお、今回の計画の変更につきましては、北海道との協議の結果、本年3月22日付にて、異議がない旨の回答をいただいております。

以上で説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第2号瀬戸瀬西町外5辺地に係る総合整備計画の変更についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第3号

○議長（杉本信一君） 日程第9 議案第3号遠軽町過疎地域持続的発展計画の変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

中原企画課長。

○企画課長（中原 誉君） 議案第3号遠軽町過疎地域持続的発展計画の変更について御説明いたします。

遠軽町過疎地域持続的発展計画を変更することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定により、議会の議決を求めるものがあります。

次のページをお開き願います。

変更の内容であります。別紙の表により説明いたします。

左が変更前、右が変更後であります。

1 ページ目をお開きください。

6 生活環境の整備、（1）現状と課題、エ 消防施設及び救急体制、本文下から2行目、「耐用年数を超えた」の後に「消防指令システムや消防救急デジタル無線設備」を加えます。

2 ページ目をお開きください。

（3）計画の事業計画、令和3年度から令和7年度の表に、持続的発展施策区分、5 生活環境の整備の事業名（施設名）、（5）消防設備の事業内容と事業主体について、「消防指令センター整備事業、通信指令室整備、高機能消防指令システム整備」と「一部事務組合」をそれぞれ追加いたします。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の（3）計画の事業計画、令和3年度から令和7年度の表に、持続的発展施策区分の6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進に、事業名（施設名）、（2）認定こども園の事業内容と事業主体に、「認定こども園整備事業、認定こども園整備事業補助金」と「学校法人」をそれぞれ追加いたします。

なお、この計画に掲載されていない事業につきましては、過疎対策事業の借入れができないというものでありますので、御理解をお願いいたします。

今回の計画の変更につきましては、北海道との協議の結果、本年4月28日付にて、異議がありませんとの御回答をいただいております。

以上で説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第3号遠軽町過疎地域持続的発展計画の変更についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第4号

○議長（杉本信一君） 日程第10 議案第4号遠軽町子ども屋内遊戯施設条例の制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

太田子育て支援課長。

○子育て支援課長（太田貴幸君） 議案第4号遠軽町子ども屋内遊戯施設条例の制定について御説明いたします。

本条例は、遠軽町子ども屋内遊戯施設を設置するために定めるものです。

次のページ、別紙を御覧ください。

条例名は、遠軽町子ども屋内遊戯施設条例とし、全12条の構成となっています。

第1条は、子どもの成長に応じた遊び場を提供し、子どもの心身の発達を促すとともに、安心して子育てをすることができる環境や交流の場を提供することを目的とし、子ども屋内遊戯施設を設置することを規定しています。

第2条は、名称及び位置に関する規定で、名称は「遠軽町子ども屋内遊戯施設」、位置は「遠軽町岩見通南2丁目3番地」です。

第3条第1項は、休館日の規定で、第1号から第3号までを規定しています。

第2項は、必要な場合はこれを変更することができるよう規定しています。

第4条は、開会時間を規定し、午前10時から午後6時までとし、ただし書により、変更することができるよう規定しています。

第5条第1項は、施設を使用する者の範囲を第1号から第3号により規定しています。

第2項は、前項第1号に規定する子どもが使用する場合は、必ず前項第2号に規定する者の同伴が必要なことを規定しています。

第6条は、使用の許可について規定しています。

第7条は、使用の制限を規定しています。

続きまして、第8条第1項は、別表に規定した使用料を使用者が納入しなければならないことを規定しています。

第2項は、使用料を減免することができることを規定しています。

第9条は、使用料の還付を規定しています。

第10条は、使用者の損害賠償義務について規定しています。

第11条は、販売行為などを行う場合の許可を規定しています。

第12条は、条例の施行に関し必要な事項を規則に委任することを規定しています。

附則として、第1項は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において、規則で定める日から施行する規定です。

第2項は、本条例の制定に伴い、遠軽町農林水産物直売・食材供給施設条例を一部改正し、遠軽農林水産物直売・食材供給施設を削除し、関係する規定の改正をするものです。

改正内容につきましては、参考資料の1ページ目、遠軽町農林水産物直売・食材供給施設条例新旧対照表を御覧ください。

第2条、第6条、別表の表中「遠軽農林水産物直売・食材供給施設」に関わる項を削ります。

申し訳ございません。別紙の3ページ目にお戻りいただきまして、別表として、遠軽町子ども屋内遊戯施設使用料金表を規定しています。料金は、1日券、回数券、定期券の3か月券、6か月券、1年券を、また、対象として、町民と町外者を分けた規定としています。

続きまして、4ページ目を御覧ください。

備考の第1項は、未就学児を無料とする規定をしています。

第2項は、1日券の有効期間を規定しています。

第3項は、回数券の有効期間を規定しています。

第4項から第6項は、それぞれの定期券の有効期間を規定しています。

次に、参考資料の2ページ目、3ページ目を御覧ください。

こちらにつきましては、条例第12条の委任規定によりまして、条例の施行に関し必要な事項として、遠軽町子ども屋内遊戯施設条例施行規則を定めるものです。

以上で、議案第4号の説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第4号遠軽町子ども屋内遊戯施設条例の制定については、なお審査の必要があると思われまますので、民生常任委員会に付託し、閉会中の審査にしたいと思ひます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、民生常任委員会に付託し、閉会中の審査とすることに決定しました。

◎日程第11 議案第5号

○議長（杉本信一君） 日程第11 議案第5号遠軽町一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

堂前総務課長。

○総務課長（堂前政好君） 議案第5号遠軽町一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について御説明いたします。

本案は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類感染症に移行されたことに伴い、防疫救治作業手当の特例を廃止するため提案するものであります。

次のページ、別紙をお開き願ひます。

遠軽町一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例であります。

改正の内容につきましては、新旧対照表で御説明いたしますので、次のページ、参考資料をお開き願ひます。

附則第3項及び第4項の防疫救治作業手当の特例につきましては、職員が新型コロナウイルス感染症の患者もしくはその疑いのある者に接して行う作業、またはこれに準ずる作業に従事したときに支給するものとしたしまして、令和4年3月から規定していただるところであります。感染症法における新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類感染症に移行されたことに伴い、その特例を廃止するため、附則第3項及び第4項を削るものであります。

なお、防疫救治作業手当の特例の支給実績はなかったところであります。

前のページ、別紙に戻っていただきまして、附則として、この条例は、公布の日から施

行するものであります。

以上で、議案第5号の説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第5号遠軽町一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

午前11時5分まで、暫時休憩いたします。

午前10時52分 休憩

午前11時03分 再開

○議長（杉本信一君） 再開いたします。

◎日程第12 議案第6号

○議長（杉本信一君） 日程第12 議案第6号遠軽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

太田子育て支援課長。

○子育て支援課長（太田貴幸君） 議案第6号遠軽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明いたします。

本条例は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴う改正であり、こども家庭庁設置法の施行による所掌事務の移管に伴い、所要の規定を改正するものです。

別紙をお開き願います。

遠軽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例です。

改正の内容につきましては、参考資料の新旧対照表により御説明いたしますので、御覧ください。

第15条第4号は、保育事業等の所管が厚生労働省からこども家庭庁に移管となったことから、規定している「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改めるもので、第44条も同様の改正となります。

別紙にお戻りいただきまして、附則として、この条例は、公布の日から施行します。
以上で、議案第6号の説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第6号遠軽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり決定することに異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第7号

○議長（杉本信一君） 日程第13 議案第7号遠軽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

太田子育て支援課長。

○子育て支援課長（太田貴幸君） 議案第7号遠軽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明いたします。

本条例は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う改正であり、こども家庭庁設置法の施行による所掌事務の移管に伴い、所要の規定を改正するものです。

別紙をお開き願います。

遠軽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例です。

改正の内容につきましては、参考資料の新旧対照表により御説明いたしますので、御覧ください。

第26条は、保育事業等の所管が厚生労働省からこども家庭庁に移管となったことから、規定している「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改めるものです。

別紙にお戻りいただきまして、この条例は、公布の日から施行します。

以上で、議案第7号の説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第7号遠軽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第8号

○議長(杉本信一君) 日程第14 議案第8号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

吉岡情報管財課長。

○情報管財課長(吉岡秀利君) 議案第8号工事請負契約の締結について御説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、令和5年度野上通野上橋長寿命化工事であります。

契約の方法は、指名競争入札でありまして、契約金額は1億3,310万円であります。

契約の相手方は、大同・日新特定建設工事共同企業体。代表者、遠軽町白滝149番地1、大同産業開発株式会社、代表取締役、今野政男。構成員、遠軽町2条通北4丁目1番地9、日新工業株式会社、代表取締役、遠藤利秀であります。

この工事につきましては、6月5日、株式会社管野組外5者により指名競争入札を行いまして、大同・日新特定建設工事共同企業体が1億3,310万円で落札をしております。

入札の状況につきましては、配付をしております建設工事等発注状況の一覧表13番に記載しておりますので御参照願います。

なお、大同・日新特定建設工事共同企業体とは、同日、仮契約を締結しております。工期につきましては、議決後、工事請負契約を締結し、着工の上、令和6年3月19日の完成を予定しております。

以上で、説明終わります。

○議長(杉本信一君) これより、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第8号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第9号

○議長(杉本信一君) 日程第15 議案第9号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

吉岡情報管財課長。

○情報管財課長(吉岡秀利君) 議案第9号工事請負契約の締結について御説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、令和5年度南丸瀬布線共栄橋長寿命化工事であります。

契約の方法は、指名競争入札でありまして、契約金額は1億747万円であります。

契約の相手方は、菅野・高橋特定建設工事共同企業体。代表者、遠軽町丸瀬布東町98番地、株式会社菅野組、代表取締役社長、菅野浩太郎。構成員、遠軽町丸瀬布東町98番地、株式会社高橋組、代表取締役、増田眞一であります。

この工事につきましては、6月5日、株式会社渡辺組外6者により、指名競争入札を行いまして、菅野・高橋特定建設工事共同企業体が1億747万円で落札をしております。

入札の執行状況につきましては、配付をしております建設工事等発注状況の一覧表14番に記載をしておりますので、御参照願います。

なお、菅野・高橋特定建設工事共同企業体とは、同日、仮契約を締結しております。工期につきましては、議決後、工事請負契約を締結し、着工の上、令和6年3月19日の完成を予定しております。

以上で説明を終わります。

○議長(杉本信一君) これより、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第9号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第10号

○議長（杉本信一君） 日程第16 議案第10号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

吉岡情報管財課長。

○情報管財課長（吉岡秀利君） 議案第10号工事請負契約の締結について御説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、令和5年度宮前1条通道路改良工事であります。

契約の方法は、指名競争入札でありまして、契約金額は5,250万3,000円であります。

契約の相手方は、遠軽町大通北1丁目2番地、佐藤工業株式会社、代表取締役、佐藤敏幸であります。

この工事につきましては、6月5日、株式会社渡辺組外6者により指名競争入札を行いまして、佐藤工業株式会社が5,250万3,000円で落札をしております。

入札の執行状況につきましては、配付をしております建設工事等発注状況の一覧表16番に記載をしておりますので、御参照願います。

なお、佐藤工業株式会社とは、同日、仮契約を締結しております。工期につきましては、議決後、工事請負契約を締結し、着工の上、11月30日の完成を予定しております。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第10号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第11号

○議長（杉本信一君） 日程第17 議案第11号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

吉岡情報管財課長。

○情報管財課長（吉岡秀利君） 議案第11号工事請負契約の締結について御説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、令和4年度やまなみ団地公営住宅建設工事（5号棟）（建築主体）（繰越）であります。

契約の方法は、指名競争入札でありまして、契約金額は5,478万円であります。

契約の相手方は、遠軽町丸瀬布東町98番地、株式会社菅野組、代表取締役社長、菅野浩太郎であります。

この工事につきましては、6月5日、株式会社渡辺組外7者により指名競争入札を行い、株式会社菅野組が5,478万円で落札をしております。

入札の執行状況につきましては、配付をしております建設工事等発注状況の一覧表17番に記載をしておりますので御参照願います。

なお、株式会社菅野組とは、同日、仮契約を締結しております。工期につきましては、議決後、工事請負契約を締結し、着工の上、11月30日の完成を予定しております。

以上で、説明終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第11号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第12号

○議長（杉本信一君） 日程第18 議案第12号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

吉岡情報管財課長。

○情報管財課長（吉岡秀利君） 議案第12号工事請負契約の締結について御説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に

より、工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、令和5年度旧瀬戸瀬小学校解体工事であります。

契約の方法は、指名競争入札でありまして、契約金額は8,844万円であります。

契約の相手方は、北見市北上777番地、株式会社三共後藤建設、代表取締役、後藤武史であります。

この工事につきましては、6月12日、株式会社渡辺組外7者により指名競争入札を行いまして、株式会社三共後藤建設が8,844万円で落札をしております。

入札の執行状況につきましては、配付をしております建設工事等発注状況の一覧表29番に記載をしておりますので御参照願います。

なお、株式会社三共後藤建設とは、同日、仮契約を締結しております。工期につきましては、議決後、工事請負契約を締結し、着工の上、令和6年3月8日の完成を予定しております。

以上で、説明終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第12号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第13号から日程第20 議案第14号

○議長（杉本信一君） 日程第19 議案第13号令和5年度遠軽町一般会計補正予算（第3号）、日程第20 議案第14号令和5年度遠軽町個別排水処理事業特別会計補正予算（第1号）、以上、議案2件は関連がありますので、一括して議題とします。

上程の順に提出者の説明を求めます。

今井財政課長。

○財政課長（今井昌幸君） 議案第13号令和5年度遠軽町一般会計補正予算（第3号）について説明いたします。

令和5年度遠軽町一般会計補正予算（第3号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億5,652万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を177億8,593万1,000円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により説明いたします。

地方債の変更は、「第2表地方債補正」により説明いたします。

次のページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正の1、歳入から説明いたします。

15款国庫支出金につきましては、2項国庫補助金に1億2,949万5,000円を追加し、総額を15億5,426万6,000円とするものです。

18款寄附金につきましては、1項寄附金に20万円を追加し、総額を9,390万2,000円とするものです。

19款繰入金につきましては、1項基金繰入金に4,551万4,000円を追加し、総額を13億4,798万8,000円とするものです。

20款繰越金につきましては、1項繰越金に1,666万9,000円を追加し、総額を2億1,666万9,000円とするものです。

21款諸収入につきましては、5項雑入に35万円を追加し、総額を2億7,554万9,000円とするものです。

22款町債につきましては、1項町債に6,430万円を追加し、総額を29億3,340万円とするものです。

これにより、歳入合計175億2,940万3,000円に2億5,652万8,000円を追加し、総合を177億8,593万1,000円とするものです。

次のページをお開き願います。

2、歳出について説明いたします。

2款総務費につきましては、1項総務管理費に2億53万9,000円を追加し、総額を39億3,363万6,000円とするものです。

3款民生費につきましては、2項児童福祉費に2,697万円を追加し、総額を35億9,732万3,000円とするものです。

8款土木費につきましては、2項道路橋梁費に2,000万円を追加、5項下水道費に4万7,000円を追加し、総額を18億2,374万8,000円とするものです。

10款教育費につきましては、1項教育総務費に300万円を追加、5項社会教育費に497万2,000円を追加、6項保健体育費に100万円を追加し、総額を15億8,322万9,000円とするものです。

これにより、歳出合計175億2,940万3,000円に2億5,652万8,000円を追加し、総額を歳入歳出同額の177億8,593万1,000円とするものです。

次に、第2表地方債補正について説明いたします。

地方債につきましては、新庁舎整備事業、認定こども園整備事業及び道路橋梁事業の限度額をそれぞれ記載のとおり変更するものです。

起債の方法、利率、償還の方法は、それぞれ補正前と変更はありません。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括を省略いたしまして、3、歳出から説明いたします。

9ページをお開き願います。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費、一般職人件費29万3,000円につきましては、職員の死亡退職に伴う会計年度任用職員の任用により、職員共済組合負担金11万円、福祉協会負担金1,000円、報酬職社会保険料18万2,000円を追加するものです。総務一般経費240万8,000円につきましては、職員の死亡退職に伴う会計年度任用職員の任用により、会計年度任用職員報酬154万4,000円、期末手当7万7,000円、費用弁償7万5,000円を追加。普通旅費71万2,000円は、北海道町村会が主催する海外行政視察調査にオホーツク町村会から町長が参加することとなったため追加するものです。

5目財産管理費、新庁舎整備事業8,440万円につきましては、新庁舎整備に伴う緑地整備に係る設計業務を行うため、新庁舎建設基本・実施設計業務委託料に800万円を追加。新庁舎の建設地となる庁舎前庭の整地や立木の移植をするため、新庁舎建設費等整備工事4,180万円を計上。新庁舎整備に伴う緑地整備として、土地開発基金から用地を買い取るため、用地購入費3,460万円を計上するものです。

14目諸費、税外収入還付293万2,000円につきましては、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業費補助金ほか、国庫補助金の令和4年度精算による返還金を計上するものです。

15目基金運営費、基金運営事業1,386万9,000円につきましては、まちづくり振興基金積立金に指定寄附金6件分45万円、ふるさと納税寄附金1,671件分、1,091万9,000円、合わせて1,136万9,000円を追加。まち・ひと・しごと創生基金積立金に企業版ふるさと納税寄附金3件分、250万円の追加です。

16目新型コロナウイルス感染症対策費、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業9,663万7,000円につきましては、電力・ガス・食料品等価格高騰による負担増を踏まえ、住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり3万円を給付するため、必要な経費を計上するもので、職員に係る時間外及び休日勤務手当85万2,000円、消耗品費14万1,000円、印刷製本費33万3,000円、案内送付等に係る通信運搬費85万9,000円、銀行振込に係る手数料102万3,000円、総合行政情報システム改修業務委託料42万9,000円、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金は、対象世帯を3,100世帯と見込み、9,300万円を計上するものです。

11ページをお開き願います。

3款民生費2項児童福祉費1目児童福祉総務費、子ども・子育て支援事業2,697万円は、遠軽ひばり幼稚園改築に係る交付金について、保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金の二つの交付金事業が、こども家庭庁の発足により、就学前教育・保育施設整備交付金に制度が統一されたため、新制度において新たに算定したことによる認定こども園等施設整備事業補助金の追加です。

13ページをお開き願います。

8款土木費2項道路橋梁費2目道路橋梁維持費、道路橋梁維持事業2,000万円につ

きましては、橋梁資材等の価格高騰及び架設労務費等の増による橋梁長寿命化工事の追加です。

15ページをお開き願います。

8款土木費5項下水道費1目公共下水道費、下水道事業4万7,000円につきましては、個別排水処理事業特別会計繰出金の追加です。

17ページをお開き願います。

10款教育費1項教育総務費3目教育振興費、奨学資金貸付事業300万円につきましては、指定寄附金により奨学資金貸付基金の繰出金の追加です。

19ページをお開き願います。

10款教育費5項社会教育費4目社会教育施設費、国際交流センター管理運営事業49万2,000円につきましては、国宝指定の告示を控え、多くの来場が見込まれている白滝国際交流センターホワイエの複層ガラス全体が経年劣化による曇りが生じているため、ガラス及び建具等の改修工事に係る経費を計上するものです。

21ページをお開き願います。

10款教育費6項保健体育費1目保健体育総務費、保健体育一般経費100万円につきましては、一般財団法人自治総合センターが宝くじの社会貢献広報事業として実施する宝くじスポーツフェア、ドリームベースボールを本町で開催するため、実行委員会組織に対する社会体育振興補助金の追加です。

次に、2、歳入について説明いたします。

7ページをお開き願います。

15款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金9,663万7,000円につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加です。

2目民生費国庫補助金2,085万8,000円につきましては、こども家庭庁の発足による交付金制度統一に伴い、保育所等整備交付金9,074万2,000円を減額。認定こども園施設整備交付金7,412万6,000円を減額し、就学前教育・保育施設整備交付金1億8,572万6,000円を計上するものです。

5目土木費国庫補助金1,200万円につきましては、橋梁長寿命化補修事業補助金の追加です。

18款寄附金1項寄附金2目指定寄附金20万円につきましては、まちづくり振興資金として3件、20万円の指定寄附金を頂いたものです。

19款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金につきましては4,551万4,000円の追加です。

20款繰越金1項繰越金1目繰越金1,666万9,000円につきましては、前年度繰越金の追加です。

21款諸収入5項雑入6目雑入35万円につきましては、北海道町村会が主催する海外行政視察調査の参加負担経費に対するオホーツク町村会助成金の追加です。

22款町債1項町債1目総務債につきましては、新庁舎整備事業債5,020万円の追加。

2目民生債につきましては、認定こども園整備事業債610万円の追加。

5目土木債につきましては、道路橋梁事業債800万円の追加です。

なお、工事に関する概要につきましては、別添の補正予算に関する資料により、担当から説明いたします。

以上で説明を終わります。

○議長（杉本信一君） 堂前総務課長。

○総務課長（堂前政好君） 令和5年度遠軽町一般会計補正予算（第3号）に関する資料の1ページを御覧いただきたいと思います。

新庁舎整備事業の新庁舎建設地等整備工事について御説明をいたします。

本工事は、新庁舎建設の工期を確保するため、今年度において前庭の整地を行うものであり、移植可能な樹木の移植や噴水跡などの支障物を撤去するほか、記念碑、掲示板の移設などを行うものであります。

なお、移植可能な樹木などにつきましては、町が昨年取得いたしました前庭南側の市街地36号線通を挟んだ1条通北2丁目の旧イケコー跡地を前庭の代替となる緑地といたしまして、今後整備を進めるため、この場所に移設を行うものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（杉本信一君） 水野社会教育課長。

○社会教育課長（水野 徹君） 続きまして、2ページ目を御覧願います。

この位置図につきましては、白滝国際交流センター屋外建具改修工事に係るものとなります。

次のページ、3ページを御覧願います。

3ページにつきましては、白滝国際交流センター屋外建具改修工事を記載した平面図となり、4ページ目には、その改修内容を記した立面図となっております。

改修工事の内容としましては、国際交流センターホワイエ部分の複層ガラスの更新が11枚、また、複層ガラス周辺の木製建具の保護塗装等を行いますが、範囲につきましては、複層ガラス交換部分に加えまして、施設右側でございます両開きの自動ドア部分まで保護塗装を行う内容となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（杉本信一君） 大川水道課長。

○水道課長（大川寿雄君） 議案第14号令和5年度遠軽町個別排水処理事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

令和5年度遠軽町個別排水処理事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,677万6,000円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出補正予算」により御説明いたします。

地方債の変更につきましては、「第2表地方債補正」により御説明いたします。

1ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正の歳入から御説明いたします。

1款分担金及び負担金につきましては、1項分担金に15万円を追加し、総額を65万円とするものです。

2款使用料及び手数料につきましては、2項手数料に3,000円を追加し、総額を369万円とするものです。

3款繰入金につきましては、1項他会計繰入金に4万7,000円を追加し、総額を2,513万5,000円とするものです。

6款町債につきましては、1項町債に1,180万円を追加し、総額を4,630万円とするものです。

これよりまして、歳入合計6,477万6,000円に1,200万円を追加し、総額を7,677万6,000円とするものです。

次に、歳出について御説明いたしますので、次のページをお開き願います。

1款個別排水処理費につきましては、1項個別排水処理費に1,200万円を追加し、総額を6,875万3,000円とするものです。

これによりまして、歳出合計6,477万6,000円に1,200万円を追加し、総額を歳入歳出同額の7,677万6,000円とするものです。

次に、第2表地方債補正について御説明いたします。

3ページを御覧願います。

個別排水処理施設整備事業につきましては、事業費の追加により、限度額を3,450万円から4,630万円に変更するものです。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と変更ありません。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括を省略いたしまして、3、歳出から説明いたします。

9ページをお開き願います。

1款個別排水処理費1項個別排水処理費2目個別排水処理施設整備費、個別排水処理施設整備事業1,200万円の追加につきましては、個別排水処理施設整備工事について、当初10基予定のところ13基の整備予定となるものです。

次に、歳入について御説明いたします。

7ページをお開き願います。

1款分担金及び負担金1項分担金1目排水処理費分担金15万円につきましては、個別排水受益者分担金の追加です。

2款使用料及び手数料2項手数料1目個別排水手数料3,000円につきましては、個

別排水検査手数料の追加です。

3款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金4万7,000円につきましては、一般会計繰入金の追加です。

6款町債1項町債1目個別排水処理事業債1,180万円につきましては、個別排水処理施設整備事業債の追加です。

以上で、議案第14号の説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、一括上程しました議案2件の質疑を行います。

質疑は、上程の順により、各案件ごとに行います。

これより、議案第13号令和5年度遠軽町一般会計補正予算（第3号）の質疑を行います。

質疑は、第1表歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

2款総務費、9ページ、10ページ。

山本議員。

○7番（山本 悟君） 2款1項16目、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業、その中で一番下の項目、電力・ガス・食料品等の価格高騰重点支援給付金9,300万円についてお聞きしたいと思います。

先日、民生常任委員会の資料を見まして、1世帯当たり30万円、口座振込、基準日が令和5年6月1日ということ聞いております。周知方法として、個別案内、広報、ホームページで知らせるとなっていますが、町民への支払い時期はいつ頃になるのかどうか、それから給付のための申請方法、どのようなことを考えているか、お聞きしたいと思います。

○議長（杉本信一君） 岩井保健福祉課長。

○保健福祉課長（岩井誠志君） ただいまの山本議員の御質問にお答えしますが、その前に一部訂正させていただきます。1世帯当たり30万円という発言されましたけれども、1世帯当たり3万円ですので、御了承願います。

また、周知の時期、それから申請の方法なのですが、今回の補正予算が可決後、直ちに事務手続を始めまして、個別案内の時期につきましては7月上旬を目指しております。また、申請につきましては、前回やった方法と同じ、プッシュ方式を取りたいと考えておりますので、対象となる非課税世帯に案内を差し上げて、その上で、同意を得られればそのまま支給しますし、支給を望まない方につきましては、その旨の返事をいただきまして、振り込まないという形で、案内を差し上げたときに同意を得られればそのまま振り込むという形を取りたいと考えております。

以上です。

○議長（杉本信一君） 山本議員。

○7番（山本 悟君） 分かりました。先ほど1世帯当たり30万円、大変失礼いたしま

した。3万円、了解しました。

それで、振り込みをするということなのですからけれども、今、プッシュ方式というお話なのですからけれども、分からないのですが、どういうことなのでしょう。

○議長（杉本信一君） 岩井保健福祉課長。

○保健福祉課長（岩井誠志君） 非課税世帯につきましては、賦課期日が6月1日ですので、その段階で非課税世帯が本町で把握できます。その方に対して、こちらのほうで通知を差し上げまして、それで本人の同意を得てから本人の口座に振り込むという形になります。

以上です。

○議長（杉本信一君） 山本議員。

○7番（山本 悟君） 分かりました。町民、大変期待している方がたくさん多いので、ぜひ早急にやってほしいと思います。

それで、支払いの口座の振り込みですけれども、世帯主に限定するのか、それとも希望によっては世帯主以外でも振り込みするのか、それをお聞きして終わりたいと思います。

○議長（杉本信一君） 岩井保健福祉課長。

○保健福祉課長（岩井誠志君） ただいまの御質問にお答えいたします。

基本的には、今までの給付金関係で振り込みしていた口座に振り込む形になります。先ほど説明したとおり、こちらのほうで通知を差し上げますので、その中で、変更点があれば、その旨を申請してもらおう形になると思います。

以上です。

○議長（杉本信一君） ほかがございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 3款民生費、11ページ、12ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 8款土木費、13ページから16ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 10款教育費、17ページから22ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 次に、2、歳入に入ります。

15款国庫支出金、7ページ、8ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 18款寄附金、7ページ、8ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 19款繰入金、7ページ、8ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 20款繰越金、7ページ、8ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 2 1 款諸収入、7 ページ、8 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 2 2 款町債、7 ページ、8 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 次に、第2 表地方債補正、3 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) これをもって、議案第1 3 号の質疑を終わります。

次に、議案第1 4 号令和5 年度遠軽町個別排水処理事業特別会計補正予算(第1 号)の質疑を行います。

質疑は、第1 表歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出により各款ごとに行います。

1 款個別排水処理、9 ページ、1 0 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 次に、2、歳入に入ります。

1 款分担金及び負担金、7 ページ、8 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 2 款使用料及び手数料、7 ページ、8 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 3 款繰入金、7 ページ、8 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 6 款町債、7 ページ、8 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 次に、第2 表地方債補正、3 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第1 4 号の質疑を終わります。

以上で、議案2 件の質疑を終わります。

これより、一括上程しました議案2 件を採決いたします。

採決は、上程の順により、各案件ごとに行います。

これより、議案第1 3 号令和5 年度遠軽町一般会計補正予算(第3 号)を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号令和5年度遠軽町個別排水処理事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第15号

○議長（杉本信一君） 日程第21 議案第15号令和5年度遠軽町水道事業会計補正予算(第1号)を議題とします。

提出者の説明を求めます。

大川水道課長。

○水道課長（大川寿雄君） 議案第15号令和5年度遠軽町水道事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

第2条は、令和5年度遠軽町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

支出につきましては、第1款水道事業費用第1項営業費用に774万3,000円を追加し、総額を6億8,722万9,000円とするものです。

第3条は、予算第7条に定めた職員給与費5,360万2,000円を6,164万5,000円に改めるものです。

次の1ページは実施計画、2ページはキャッシュフロー計算書、3ページから4ページは予定貸借対照表で、説明は省略させていただきます。

次に、5ページをお開き願います。

補正予算明細により御説明いたします。

収益的収入及び支出の支出、1款水道事業費用1項営業費用2目配水及び給水費1節給料384万円の追加、2節手当259万2,000円の追加、3節賞与引当金繰入額53万4,000円の追加、5節法定福利費125万1,000円の追加、6節法定福利費引当金繰入額10万3,000円の追加は、企業職員の人事異動により人件費の予算を補正するものです。

3目総係費1節給料11万8,000円の追加、2節手当67万1,000円の減額、3節賞与引当金繰入額2万4,000円の減額は、企業職員の人事異動により人件費の予算を補正するものです。

以上で、議案第15号の説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

質疑は、実施計画、予定キャッシュフロー計算書、予定貸借対照表を省略して、補正予算明細により行います。

収益的収入及び支出、5ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第15号令和5年度遠軽町水道事業会計補正予算(第1号)を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第22 議案第16号

○議長(杉本信一君) 日程第22 議案第16号令和5年度遠軽町下水道事業会計補正予算(第1号)を議題とします。

提出者の説明を求めます。

大川水道課長。

○水道課長(大川寿雄君) 議案第16号令和5年度遠軽町下水道事業会計補正予算(第1号)について御説明いたします。

第2条は、令和5年度遠軽町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

支出につきましては、第1款下水道事業費用第1項営業費用に183万5,000円を追加し、総額を10億3,570万円とするものです。

第3条は、予算第9条に定めた職員給与費4,639万2,000円を4,804万7,000円に改めるものです。

次の1ページは実施計画、2ページはキャッシュフロー計算書、3ページから4ページは予定貸借対照表で、説明は省略させていただきます。

次に、5ページを御覧願います。

補正予算明細により御説明いたします。

収益的収入及び支出の支出、1款下水道事業費用1項営業費用1目管渠費1節給料232万4,000円の減額、2節手当146万2,000円の減額、3節賞与引当金繰入額35万7,000円の減額、5節法定福利費74万1,000円の減額、6節法定福利費引当金繰入額7万円の減額は、企業職員の人事異動により人件費の予算を補正するものです。

2目処理場費1節給料315万3,000円の追加、2節手当220万3,000円の追加、3節賞与引当金繰入額44万1,000円の追加、5節法定福利費90万7,000円の追加、6節法定福利費引当金繰入額8万5,000円の追加は、企業職員の人事異動により人件費の予算を補正するものです。

以上で、議案第16号の説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

質疑は、実施計画、予定キャッシュフロー計算書、予定貸借対照表を省略して、補正予算明細により行います。

収益的収入及び支出、5ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第16号令和5年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第23 請願第1号

○議長（杉本信一君） 日程第23 請願第1号遠軽町議会基本条例の改正を求める請願書を議題とします。

局長をして請願書を朗読させます。

○議会事務局長（小野寺正彦君） 請願文書表。

番号、請願第1号。

受理年月日、令和5年6月1日。

件名、遠軽町議会基本条例の改正を求める請願書。

請願者の住所及び氏名は、記載のとおり6名で、紹介議員は戸松恵子であります。

なお、請願の要旨等につきましては、写しを配付しておりますので省略させていただきます。

以上であります。

○議長（杉本信一君） お諮りします。

請願第1号については、なお審査の必要があると思いますので、議会運営委員会に付託し、閉会中の審査とすることにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号は、議会運営委員会に付託し、閉会中の審査とすることに決定しました。

◎散会宣告

○議長（杉本信一君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これをもって散会とします。

午前11時55分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 松本 信一
署名議員 阿部 君枝
署名議員 今村 則義